
第5章

計画の推進に向けて

1. 計画の指標

地域福祉の推進の状況を地域のみなさんと共有するため、本計画に掲載した施策に関する指標として、以下のものを設定しました。

これらの指標を活用し、関連する取組み・事業の実施状況の評価や計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善に努めます。また、区民のみなさんと一緒にめざす目標とします。

	指標	直近値	目標
基本目標1	孤立感や孤独感がないと答えた方の割合 (区の施策検証等に向けた区民意識調査)	68.7% (令和4年度)	
	自宅以外で居心地のよい場所を持てる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	80.3% (令和4年度)	
	さまざまな特徴や個性を持つ人たちに対し、思いやりや優しさを持って接することができる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	49.0% (令和4年度)	
基本目標2	多様な主体の連携・協働が住みやすい地域づくりにつながっていると実感している人の割合 (大田区政に関する世論調査)	32.1% (令和5年度)	
	現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う人の割合 (大田区政に関する世論調査)	47.9% (令和5年度)	
基本目標3	困りごとを抱えた際に誰にも相談できない人の割合 (大田区政に関する世論調査)	4.6% (令和5年度)	
	災害時に、できる範囲で地域のために活動ができる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	83.9% (令和4年度)	
利用促進基本計画 成年後見制度等	成年後見制度の利用者数 (東京家庭裁判所家事第1部 統計情報)	1,292人 (令和4年度)	
	成年後見制度の認知度 (区の施策検証等に向けた区民意識調査)	40.5% (令和4年度)	

※「目標」について:社会状況の動向や制度変更等を鑑み、数値目標は設定せず、各項目がレベルアップする方向性を示しています。

2. 計画の推進体制

～大田区地域福祉計画推進会議での検討～

計画の推進のため、大田区地域福祉計画推進会議に各取組みの実施状況等に関して定期的に報告を行います。

各基本目標や、「計画の指標」に定めた内容に基づいて取組みを進めていくことができているか、大田区地域福祉計画推進会議において検討・議論を行い、必要に応じて見直しや改善に努めます。

なお、推進会議については、区民に公開するとともに、ホームページなどを通じて施策の実施状況などをお知らせします。

～地域共生社会推進本部での対応～

大田区では、全庁的な多機関協働による包括的支援体制を推進するための課題について協議・検討するための場として、区長をトップに据えた「地域共生社会推進本部」を設置しています。

地域共生社会推進本部では、縦割りの部局の壁を越えて、区民のみなさんが抱える、制度の狭間にある課題や複合的な課題に対応するための方策等について協議・検討することとしています。

3. 個人情報の取扱いについて

地域生活課題を発見し、いち早く解決につなげていくためには、関係者間の情報共有が重要です。また、有事においても、地域で支援が必要な方に関する情報の共有が図られていることが、対応の早さにつながります。DXの推進の中で、これらの状況共有がさらに円滑になるようにしていくことは非常に重要なことです。

平成17年4月の「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)」の施行以降、個人情報の取扱いに関する意識は高まっています。ただし、個人情報の保護に関して、その認識の度合いは必ずしも統一されてはおらず、場合によっては、保護の側面が必要以上に強調されることで関係者間で必要な情報が十分に共有されず、活動がしにくい、支援の遅れにつながるといった弊害が生じる可能性もあります。

国において、令和3年には「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報保護法」の改正が行われました(令和5年4月1日全面施行)。この改正により、各自治体ごとに制定されていた個人情報保護条例の廃止など、官民を通じた個人情報保護制度が一元化され、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的なルールが法律により設定されました。

区は、支援が必要な方の情報を利用する際は、個人情報を適正に取り扱うよう、「個人情報保護法」及び「大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」をはじめとする規程を遵守するとともに、迅速かつ適切な支援に取り組みます。

資料

1. 大田区地域福祉計画推進会議設置要綱

平成12年12月15日
保福管発第481号

改正 平成14年6月17日 平成15年4月23日
平成19年7月6日19保福計発第11029号 平成21年3月17日20保福計発第14223号
平成25年3月7日24福福発第11970号 平成26年3月10日25福福発第12046号

（設置）

第1条 大田区における地域福祉の基本的な考え方を区民と協働して検討するとともに、大田区地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進をめざし大田区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 計画の策定に当たり必要な事項に関すること。
- （2） 計画の推進状況に関すること。
- （3） 計画に対する提言に関すること。
- （4） 計画の見直しに関すること。
- （5） その他福祉施策に関すること。

（委員の構成及び委嘱）

第3条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員20人以内で構成する。

- （1） 学識経験
- （2） 保健医療
- （3） 福祉
- （4） 地域

2 前項第4号に規定する委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度までとする。ただし、辞職した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長又は部会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、委員会に関係した者は秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成14年6月17日より施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月23日より施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月6日より施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

2. 大田区地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 令和4年度～令和6年度

選出区分	分野	所属	氏名	備考	
学識経験者		恩賜財団済生会	炭谷 茂		
		全国社会福祉協議会中央福祉学院	山下 興一郎		
保健医療	医師会	蒲田医師会	横川 敏男		
	歯科医師会	大森歯科医師会	岩田 悠	令和5年8月～	
			阿南 雅士	～令和5年8月	
福祉	高齢	大田区シニアクラブ連合会	沼本 光史		
	身体障がい	大身連	宮澤 勇		
	知的障がい	大田区手をつなぐ育成会	閑製 久美子		
	精神障がい	大田区精神障害者家族連絡会	川崎 洋子		
	児童	大田区社会福祉法人協議会	齋藤 弘美		
	事業者 (高齢・生活困窮者支援分野)	大田区介護支援専門員連絡会	石田 千尋		
			やまて福祉会	佐藤 正浩	
地域	自治会・町会	大田区自治会連合会	三木 伸良		
	民生委員	大田区民生委員児童委員協議会	常安 雅彦	令和4年12月～	
			吉田 久司	～令和4年12月	
	地域活動団体	おおた区民活動団体連絡会	濱 洋子		
			おおた高齢者見守りネットワーク	中村 一孝	
			大田区こども食堂連絡会	山崎 剛司	令和4年11月～
	藤岡 邦子	～令和4年10月			
社会福祉協議会	大田区社会福祉協議会	中原 賢一			
公募委員 (2名)	公募		奥田 和子		
			北畠 拓也		

3. 計画の策定過程

(1) 大田区地域福祉計画 実態調査の実施(令和4年度)

日ごろの地域との関わりや区の地域福祉政策などに対する区民の意識や実態、地域福祉に関わりのある区内地域団体の活動状況やニーズを把握することを目的に「大田区地域福祉計画実態調査」を実施しました。

調査時期 令和4年11月16日(水)～12月2日(金)

調査方法 郵送により配付、郵送またはWEBにより回収

調査対象・回答結果

調査種類	調査対象	配布数	有効調査数	有効回答数	有効回答率
区民	令和4年10月1日時点で大田区在住の18歳以上の区民(無作為抽出)	3,000	2,987	1,129	37.8%
地域団体	大田区内の以下の組織・団体 ①自治会・町会 ②民生委員児童委員協議会 ③ボランティア団体 ④社会福祉法人 ⑤区民活動団体 ⑥地域福祉に係る取組みをしている民間企業	872	792	569	71.8%

(2) 大田区地域福祉計画推進会議審議経過

大田区地域福祉計画推進会議で、大田区地域福祉計画の内容についてご意見をいただきました。

回	開催日時	検討内容
第1回	令和5年5月31日(水)	○大田区地域福祉計画 指標に対する取組み実績 ○大田区地域福祉計画の策定に向けて(策定の考え方とスケジュール)
第2回	令和5年8月22日(火)	○意見交換会の実施概要について ○大田区地域福祉計画骨子(案)について
第3回	令和5年11月9日(木)	○大田区地域福祉計画の施策体系(案)について ○大田区地域福祉計画の素案について
第4回	令和6年1月31日(水)	○計画素案に対するパブリックコメント結果につて ○大田区地域福祉計画(最終案)について

(3) 意見交換会の実施

<日時・参加者等>

開催日時:2023年7月11日(火)15時~17時

会 場:大田区役所会議室

参加者:計23名

- (1) 大田区社会福祉協議会・ボランティアセンター職員
- (2) 大田区社会福祉協議会・地域福祉コーディネーター
- (3) 地域包括支援センター・見守り支えあいコーディネーター
- (4) 区民活動団体連絡会
- (5) 地域とつくる支援の輪プロジェクト
- (6) mics おおた
- (7) こらぼ大森
- (8) 特別出張所

<意見交換会の目的・開催の趣旨>

- 地域福祉計画においてなぜ地域共生社会が必要なのかをわかりやすく表現して伝えられるようにするため、地域づくりの支援に関わっていらっしゃる関係機関・団体の方々が考える、「大田区がめざす『地域共生社会』」の姿について意見交換を行う。
- 令和4年度に実施した実態調査からその必要性が明らかになってきた「気軽に相談が受けられる仕組みづくり」、「地域活動への参加の仕組みづくり」、「他者とのつながりや自らの居場所を持てる地域づくり」の3点の実現に向けた意見交換を行う。

<意見交換会の内容・流れ>

- あいさつ(会の趣旨説明)
- 実態調査の結果紹介
- 会の進行・進め方の紹介
- 自己紹介・アイスブレイク
- グループ討議(5つのグループに分かれて、各テーマについて討議・意見交換を行った)
 - (1)大田区がめざす「地域共生社会」について
 - (2)地域福祉の推進に係る取組みについて(テーマ別意見交換)
 - ①区民にとって身近な相談が受けられる仕組みについて
 - ②多様な主体が参加できる仕組みについて
 - ③住民同士のつながりや地域の居場所について
- 全体のまとめ



©大田区

<グループ討議の内容>

～大田区がめざす「地域共生社会」について～

- 5つのグループそれぞれで討議・意見交換を行った内容について発表いただきました。
- それぞれ、現状に対する課題認識もふまえて、次のような発表がありました。(要約・抜粋した内容を示しています)

○第1グループの意見概要

- ・「情報」がいちばん大切ではないか。みなさんにきちんと情報が届いていないのではないか。
- ・情報を得るにはつながりが必要で、つながりが生まれれば見守りもできる。つながりをつくるためには仕組みが必要である。
- ・仕組みづくりのために、お互い支えられるような、マインドを高めていくことが重要。
- ・活動には寄付も必要。学校教育も含め、寄付についての啓発が緩い。



○第2グループの意見概要

- ・多様な主体間の議論において行政も入っていることが重要である。
- ・主体が中高年の人たちが多く、若い世代の人たちが入っていない。
- ・いろいろな団体等の活動だけでなく、それらが交わる「リビング」のようなスペースがあるとよい。
- ・「隙間がない」形でなく、「遊び」の部分があり、潤滑油のような役割をするような人が入っていけるような活動が必要ではないか。
- ・協働や対話において、仲間外れにせずに活動していくことが重要ではないか。



○第3グループの意見概要

- ・身近なところで相談できる環境があると、安心して暮らせる共生社会に近づく。
- ・地域共生社会実現に向けては、各々個人が孤立せずに自分の能力を發揮できることが必要である。その前提として、自分の存在を認めること、また、相手の存在も認めることが大事。
- ・地域活動に参加する企業のネットワークができるとよい。
- ・地域共生社会をつくるのであれば、多様な働き方を企業でも考えてもらうことが大切。会社員と地域の活動、2つの生き方ができ、地域活動が充実することで、個人の自信につながる。
- ・企業が能力に応じて働ける環境を整えることで、共生社会につながっていく。マイノリティ的な方、一人暮らし高齢者なども含めて、安心して自分を出せる社会をつくる。
- ・孤立させない方法として、あいさつがすごく大事。ひとりじゃない、自分を見てくれているということを感じ、安心できる環境につながる。



○第4グループの意見概要

- ・話し合いの中での共通したキーワードとして「居場所」と「多様性」ということがあった。
- ・輪づくりはすでにあちこちできているが、その輪と輪をつなげるということをやってみることが重要ではないか。
- ・住民がまちづくりなどに意見を出し合える場、主体性を持って参加できる場が、できれば歩いて行ける距離にあるとよい。
- ・自分たちが主体でやる、行政はこれを支援してくださいという姿勢。行政はサポートしてくれると助かる。
- ・相談する先は家族、親戚、友人・知人だが、その間にコーディネーターがいるとよい。



○第5グループの意見概要

- ・まず話し合える場があるということ、その際誰もが同じ舞台・仕組みに乗れることが重要だと思う。
- ・安全なまちを考えていくうえで、なぜつながりが大切かを考えてつながることも重要である。
- ・考えなければならないテーマだけでなく、楽しいということも大切である。
- ・ゆるくて出入り自由な居場所が地域にあるとよい。そこでもしかしたら相談を受けるかもしれないし、安心感を得られる、つながりを深められるかもしれない。
- ・情報ツールなど、「今どきのツール」も必要ではないか。また、ツールがあるだけでなく、リアルにどうつなげるかということも考えていく必要がある。



～地域福祉の推進に係る取組みについて～

■区民にとって身近な相談が受けられる仕組みについて

- ・相談が受けられる仕組みについて、まず相手ファースト、相手の気持ちに寄り添うことが大切。これは民間だけじゃなくて公的機関や社会福祉協議会も含めてしっかりと受け止めていくことがまず大事ではないか。
- ・民間と公的機関や社会福祉協議会と連携しながら、情報共有だけじゃなくてつなぎ場所なども共有し合って対応できるようにする。
- ・相談できるところとして、好きな時間帯に相談できる場所、歩いて行ける場所、オンラインも大切なのではないかな。
- ・支えあう仕組みづくりのひとつとして、公と民間の方たちが一緒になって話し合う場が必要。
- ・相談に足を運ぶのはやっぱりハードルが高い、嫌だなんて思う人が多いので、いろんな人たちがほっとできる居場所がたくさんいろいろな形で地域の中にあるとよい。その中でポロッと出てくる、悩みや困りごと、それをどうやって受け止めていけるか。

■多様な主体が参加できる仕組みについて

- ・参加するきっかけとして、地域住民が関心のある防災の課題や食の課題などをテーマにしたイベントをするということが考えられる。
- ・多くの方に地域活動を知ってもらい、参加者を増やしていくためには、SNS の発信なども重要であるが、実際に活動に参加した方が、活動の楽しさ等を広げてもらうことも大切である。
- ・イベントを行うときにはさまざまな方から協力を得るが、負担ない形で手伝い等ができる仕組みを考えていかなければならない。参加する方、主催する方が全員ハッピーになるような、やってよかったなって思える仕組みが必要。
- ・参加できるハードルの低さだったり、楽しさだったりを考えて仕組みを考えていかないと参加してくる人たちはいないのではないか。自分たちが好きで楽しくてやりたくてやったことが評価されるような形に仕組みとしてなってくると、みんな参加しやすい。
- ・小さい規模で集まって始めて、やり続けていくことで最終的に大きな活動につながっていくのではないかな。

■住民同士のつながりや地域の居場所について

- ・人と人のつながりをつくるには、地域に常に開いている場所があることが重要ではないか。いつでもそこに行けば誰かがいて、なにか話ができ、もしかしたら楽しいところかもしれないし、心が助かる場所かもしれない。
- ・ハード面も大事であるがソフト面も大事で、結局人をつなぐのは人であることから、ハブになる人・キーマンとなる人がいて、つながりには相性もあるため、地域のことを知って、人のことを知って、地道につないでいくことが重要ではないか。
- ・コロナ禍で地域のイベントなどが止まっていたところをしっかりと再開して活動していくことがまず必要ではないか。(祭り、防災のイベント、自治会、PTA、「親父の会」など)
- ・物理的な意味での環境・居場所が大切で、活動したいときに使えるようにしていくことが求められる。
- ・また、建物だけでなく、本人にとって居心地がよい場所が大切であるから、さまざまな形で環境をつくっていくように支援していけるようにすることが重要ではないか。

(4) パブリックコメントの実施

令和5年12月7日(木)から令和5年12月27日(水)までの期間、パブリックコメント(区民意見公募手続)を実施しました。

(5) 区民説明会の実施

令和5年12月12日(火)と12月17日(日)に区民説明会を開催しました。



©大田区

4. 用語解説

.....

大田区地域福祉計画

大田区成年後見制度等利用促進計画

令和6年度～令和10年度

発行年月:令和6年3月

発行:大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話:03-5744-1111(代表)

ホームページ:<https://www.city.ota.tokyo.jp/>